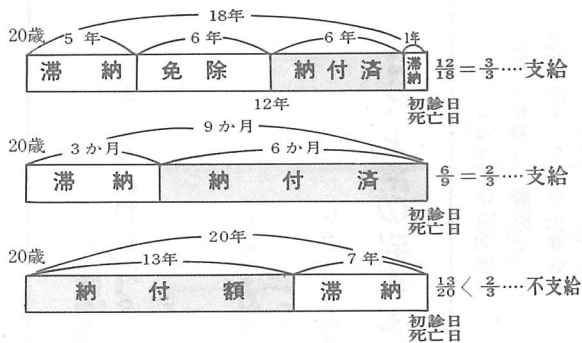
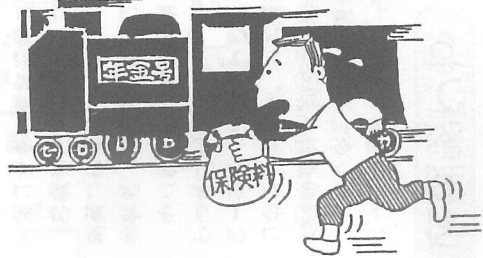


⑦ 広報よこしば



障害・遺族基礎年金の支給要件(例)

忘れたら大へん、国民年金の保険料



子2人の妻には月額八万円

遺族基礎年金の額は、表2のとおりです。
子2人を養育する妻には、月額八万円が支給されます。

母子・準母子・遺児年金は廃止

母子年金・準母子年金・遺族年金は廃止され、遺族基礎年金に切り替えられます。
現在、受給している人には、年金額が遺族基礎年金と同様に引き上げられます。

自営業者等に独自の給付

付加年金、寡婦年金、死亡一時金は、自営業者など第一号被保険者だけの独自の給付となります。

付加年金

定額保険料に四百円上乗せの保険料を納付する、いわゆる付加年金は、現行では、国民年金の加入者であれば誰でも加入できることになっていますが、新

表2. 遺族基礎年金の額 (月額)

〔妻のうける遺族基礎年金〕

区分	基本額	子の加算	合計
子が1人いる妻	50,000円	15,000円	65,000円
子が2人いる妻	50,000円	30,000円	80,000円
子が3人いる妻	50,000円	35,000円	85,000円

〔子のうける遺族基礎年金〕

区分	基本額	加算	合計
1人のとき	50,000円	—	50,000円
2人のとき	50,000円	15,000円	65,000円
3人のとき	50,000円	20,000円	70,000円

第1号被保険者



20歳以上60歳未満の自営業の人とその家族

寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金を受けられる夫が、年金を受けずに亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。年金額は、夫が受けられる老齢基礎年金の4分の3です。(現在は2分の1)

死亡一時金の金額

〔保険料納付済期間〕	〔現行〕	〔新制度〕
3年以上～20年未満	23,000円	100,000円
20年以上～25年未満	28,000円	
25年以上～30年未満	36,000円	126,500円
30年以上～35年未満	44,000円	160,000円
35年以上～40年未満	52,000円	200,000円

死亡一時金は、保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。
死亡一時金の額も、次のように改善されます。

死亡一時金

◆年金額は、昭和59年度価格で表示してあります。
昭和61年4月には、昭和60年末までの物価上昇率に応じて年金額は改定されます。